

吹田市第3次総合計画

基本構想(素案)

の修正(案)

目 次

序章 総合計画の策定にあたって	1
① 計画策定の趣旨	1
② 計画の構成	2
③ 計画の期間	3
 第1章 総合計画の策定の背景	 4
① 吹田市の概要	4
② 吹田市の特性	5
③ 吹田市を取り巻く動向と課題	7
 第2章 吹田市の将来像	 10
 第3章 人口と都市空間	 13
① 人口	13
② 都市空間	14
 第4章 施策の大綱	 17
① すべての人がいきいき輝くまちづくり	17
② 市民自治が育む自立のまちづくり	19
③ 健康で安心して暮らせるまちづくり	21
④ 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	23
⑤ 環境を守り育てるまちづくり	26
⑥ 安全で魅力的なまちづくり	28
⑦ 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	30
 第5章 基本構想推進のために	 32
① 協働によるまちづくり	32
② 地域の特性を生かしたまちづくり	32
③ 計画的な行財政運営の推進	32

序章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 54 年（1979 年）に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、二次にわたる総合計画を策定し、「すこやかで心ふれあう文化のまち」を市の将来像として総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 7 年（1995 年）を目標年次とした吹田市総合計画では、経済成長優先の時代から安定成長をめざす時代の転換期に、それまでの急激な都市化と人口の急増によるさまざまな課題の打開に向けて、また、これに続く平成 17 年（2005 年）を目標年次とした吹田市新総合計画（以下「吹田市第 2 次総合計画」という。）では、人口の減少、高齢化の進行、商業・業務機能の集積などまちづくりに影響を及ぼす大きな変化の下で、多くの課題の解決に向けて、都市基盤の整備、生活環境の保全、福祉施策の充実などに取り組んできました。

それらの取組の中で、福祉施設や社会教育施設、体育施設、コミュニティ施設などの整備が進み、子どもや高齢者を支える福祉の充実などとともに、市民の生活の場からの環境保全への取組など地域でのさまざまな自主的な活動が広がりをみせてきました。

しかし、この間に本市の状況は大きく変化しました。都市基盤が整った千里ニュータウンでは急激な人口の減少と高齢化が進む一方、商業・業務機能が集積している地域においては、卸売業での年間販売額の大きな落ち込みなどがみられ、まちの再生が課題となっています。また、市民意識調査においては、環境や防災に対する関心は高く、安全で安心できるまちづくりへの対応が求められており、地域ごとの特性を生かしながら、いきいきとした市民生活を将来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める必要があります。

以上の背景を踏まえ、吹田市第 2 次総合計画の目標年次を迎えるにあたり、市民、事業者、行政の協働の下で、これまでに積み重ねてきた成果を受け継ぎながら、新たな時代の諸課題に対応するために、吹田市第 3 次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するために必要な施策の大綱を定めるなど、まちづくりの基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想において定めた施策の大綱に沿って、施策を体系的に示す部門別計画と、地域ごとにまちづくりの方向性を示す地域別計画で構成します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、具体的な事業の内容と財政計画を示すものです。

3 計画の期間

基本構想と基本計画の期間は、平成 18 年度 (2006 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 15 年間とします。

ただし、基本計画については、社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成 25 年度 (2013 年度) までに必要な見直しを行います。

第1章 総合計画の策定の背景

1 吹田市の概要

(1) 位置及び地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に接しており、東西 6.4km、南北 9.6km、面積 36.11km²を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川のつくる標高 10m ほどの低地から形成されています。

(2) 沿革

本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきましたが、明治 9 年 (1876 年) の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年 (1889 年) の大阪麦酒株式会社 (現アサヒビール株式会社) の設立、大正 12 年 (1923 年) の国鉄吹田操車場の操業開始により「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。また、大正 10 年 (1921 年) には北大阪電気鉄道 (現阪急電鉄) の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年 (1940 年) には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和 28 年 (1953 年) には新田村の下新田地区と、昭和 30 年 (1955 年) には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進むとともに、人口が急激に増加しました。昭和 45 年 (1970 年) には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連した都市基盤の整備と相まって、広域幹線道路や鉄道網が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、商業・業務施設の集積が進みました。現在は、市域全域の市街化がほぼ完了し、都市基盤が整った状況にあります。

2 吹田市の特性

(1) 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内には JR 新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地する上で有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、本市の住宅地としての魅力を高めています。

(2) 充実した文化・学術・研究環境

本市では、これまでのまちづくりの取組により、日本万国博覧会の会場跡地に、緑に包まれた広域公園が整備され、そこには日本庭園や自然文化園をはじめ、国立民族学博物館などの文化・学術施設が整備されてきました。さらに、4つの大学や国内でも有数のライフサイエンス研究機関の立地が進み、また、市立の博物館や文化会館（メイシアター）が整備されたことなどにより、市域全体として、充実した文化・学術・研究環境が形成されています。

(3) 暮らしを支える生活関連施設

先端医療施設である国立循環器病センターや大阪大学医学部付属病院をはじめ、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。

また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設がきめ細かく地域に配置されています。これらの施設は、子育て支援や地域福祉の拠点として、また、市民の生涯学習や生涯スポーツの振興、コミュニティの形成に大きく寄与しています。

(4) 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う住宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの商業・業務機能の集積がみられます。

本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤しています。

このように本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業・業務機能をあわせ持った都市となっています。

(5) 地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博公園などにおいて緑豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

3 吹田市を取り巻く動向と課題

(1) 少子・高齢化の進行

わが国では、未婚化や晩婚化の進行、夫婦の出生児数の減少などにより少子化が急速に進んでいます。また一方で、平均寿命の上昇に伴い高齢者数は増加しており、平成 26 年（2014 年）には国民の 4 人に 1 人が高齢者となると見込まれています。

本市においても、確実に少子・高齢化が進んでいますが、これまでのところその進行は国や大阪府と比較して緩やかとなっています。しかし、人口のピークを占める団塊の世代が高齢期を迎える時期には、一気に高齢化が進行するものと思われます。

また、地域別には、千里山・佐井寺地域で、住宅開発による人口増加に伴い 15 歳未満人口が増加する一方で、千里ニュータウン地域では、すべての世代にわたって人口が減少する中で急速に少子・高齢化が進むなど、地域によって人口構成に大きな違いが生じています。

今後は、本格的な人口減少が見込まれる下で、人口構成に配慮し急激な少子化に対応するとともに、高齢社会を真に豊かで実りあるものとするために、地域ごとの特性を考慮しながら、総合的に施策を進めていく必要があります。

(2) 地域経済の変化

わが国の産業は、経済の地球規模での拡大に伴い空洞化が進んでいますが、大阪府下では首都圏への本社機能の移転なども加わり、近年さらに地域経済が停滞しています。しかし他方では、少子・高齢化や核家族化の進行、人びとの価値観の多様化などに伴い、きめ細かな生活ニーズに密着した産業が成長しつつあります。

北大阪地域での業務集積地としての本市においても、事業所の閉鎖や移転、近隣都市での大規模小売店舗の開設などが進んでおり、市内の事業者や市民の生活に少なからず影響を及ぼしています。停滞する地域経済の活性化について新たな視点で取り組むとともに、時代の変化や多様なライフスタイルに対応した地域産業の発展に努め、地域経済の振興を図る必要があります。

(3) 環境に対する意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模で深刻化する環境問題は、21 世紀に人類が取り組むべき課題となっています。また、自動車公害、廃棄物の増大、身近な自然の減少など、都市化の進展に伴って生ずる環境問題に対する意識もますます高まっています。

本市においても、地球環境の保全を視野に置きながら、日常生活の中から市民とともに廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組むとともに、健康で快適な生活環境の保全や、市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に取り組んでいく必要があります。

(4) 安全に対する意識の高まり

平成7年(1995 年)1月の阪神・淡路大震災は、都市の脆弱性を浮かび上がらせ、生命の安全の確保やコミュニティの振興という視点を持ってまちづくりを進めることが必要不可欠であることを、改めて人びとに認識させました。また近年では、身近な場所での犯罪が相次ぐなど、市民生活の安全性が脅かされる問題が次々と発生し、安全に対する意識が高まっています。

本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、防災や防犯に自主的に取り組むコミュニティの振興を図る必要があります。

(5) 情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及によって、世界中が双方向の情報通信ネットワークで結ばれるようになり、情報伝達の面での時間的・空間的な制約が克服されるとともに、個人が情報を自由に入手し、発信することが可能となりました。このような情報化の進展は、これからの社会生活においてさまざまな影響を及ぼすことになります。

本市においても、情報化の進展に対応し、行政事務の効率化を図ることをはじめ、情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を図る必要があります。また、さまざまな媒体の活用により誰もが情報を得ることができるよう配慮するとともに、

個人情報の保護を適正に行う必要があります。

(6) 地方分権の進展

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行により本格的な地方分権時代を迎えました。地方分権は、地方財政の確立という課題を抱えながらも、市民に身近な行政はできる限り地方自治体が行うというもので、地方自治体が地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組むことが可能となりました。そこでは、市民が主体的に地域のあり方を考え、課題を解決するという市民自治の確立が期待されており、まちづくりを市民とともに進めていくことがますます重要になっています。

本市においても、市民参画のよりいっそうの推進に向けて、まちづくりへの参画の手法や仕組みを整えていくとともに、環境や福祉をはじめとするさまざまなまちづくりの場面において、ボランティアやNPOなど多様な市民活動の促進を図りながら、自立性の高いまちづくりを進める必要があります。

(7) 地球規模での交流の拡大

交通・情報通信ネットワークの急速な発達により、これまで以上に人・物・文化・情報が地域や国を越えて活発に交流するようになっていきます。経済活動はもとより、市民生活に至るまで、世界がより身近なものとなり、地球全体が一つの圏域となりつつあります。そのような中にあるのは、地球的な視野に立って、地域の身近な課題に取り組むことが求められています。

本市においても、異なる文化や価値観を互いに理解し、多様性を認め合う社会の実現をめざすとともに、世界の動向を踏まえ地球的な視野から食糧や資源・エネルギーをはじめ、環境や人権、平和などの課題に取り組んでいく必要があります。

第2章 吹田市の将来像

豊かな緑を保ってきた千里丘陵。京と瀬戸内を結ぶ神崎川。吹田の渡しから西国街道へと続く亀岡街道。亀岡街道から分かれ、能勢街道そして西国街道へとつながる吹田街道。古くから交通の要衝として栄えてきた吹田市は、人・物・文化・情報が交差するまちとして発展してきました。

明治9年(1876年)には、大阪・向日町間の鉄道の開通に伴い、いち早く吹田駅(吹田ステーション)が開設され、明治22年(1889年)には、良質な地下水と神崎川の水運を求めて、大阪麦酒株式会社(現アサヒビール株式会社)が設立されています。さらに大正12年(1923年)に建設された吹田操車場は昭和59年(1984年)に至るまで、日本の物流の拠点でした。

昭和15年(1940年)に市制を施行して以来、鉄道網の整備による商業地の形成、わが国初の大規模な郊外都市としてのモデルとなった千里ニュータウンの建設、日本万国博覧会の開催などを経て、良好な居住環境と商業・業務地、恵まれた文化・学術・研究施設など、住宅都市としての特徴を持ちながら、あわせて多様な機能を集積し発展してきました。

このまちで暮らしたい、子どもを育てたいと、他市から移り住む人も多く、暮らしを支える生活関連施設を整え、安心した地域生活を築くための豊かなコミュニティの形成に市民とともに取り組んできました。

このように吹田のまちがつくられ、都市文化が育ち、住みたいまち、住み続けたいまちとして成熟してきました。建設から30年を経過する万博公園の緑は、いまや多くの市民が愛着を持ち誇りとするものとなり、四季おりおり多くの人が訪れています。

少子・高齢化の波は、他市に比べると緩やかとはいえ確実に押し寄せています。地球規模にわたる環境問題の深刻化は、今までの社会のあり方、暮らし方に警鐘を発しています。まちの再生にも取り組まなければなりません。市民とともに築いてきた吹田のまち、このまちを21世紀にふさわしい、より住みやすく、より働きやすいま

ちとして次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのためには、これまでの取組にあわせて、安心や安全、環境に視点を置いたまちづくりに取り組む必要があります。市民は住み続けたいまちの姿として「高齢者や障害者、子どもたちが安心して暮らせるまち」「緑地や水辺など自然環境が保全されたまち」「災害や犯罪などの危険が少ない安全なまち」を描いています。

また、活力とにぎわいのあるまちにするためには、地域文化を再生・活用し、市民の力を生かしながら地域産業の振興を図っていくことも必要です。

そしてこれらのまちづくりでは、市民自治の確立がよりいっそう必要となっています。行政の役割と責任を明らかにしながら、総合的な施策の推進とあわせて、市民自身の手による地域での取組が重要です。市民が、自らの生活の場で、主人公としてさまざまな活動に取り組み、豊かな人間関係と人びとの多様なネットワークを作り上げること、さらに行政のさまざまな分野に参画することなど、市民自治の理念に基づき、市民、事業者、行政による協働のまちづくりを進めます。

生活の基盤が整えられ、豊かなコミュニティで支えられたまちは、秩序が保たれ美しいまちとして実現します。そしてその根底には平和がなければなりません。

平和を希求した「非核平和都市宣言」、心豊かで活力に満ちた生活に向けて市民の健康をうたった「健康づくり都市宣言」は、市民の総意により制定され、暮らしの基本となるものであり、深く市民の中に浸透しています。これらの宣言の趣旨を踏まえ、今後のまちづくりに取り組みます。

21 世紀の吹田のまちを、さまざまな人が出会い交流し、そこに子どもたちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障害者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることをめざして、将来像を次のとおりとします。

人が輝き、感動あふれる美しい都市 ^{まち} すいた

将来像の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ体系的に推進するため、施策の大綱を次のとおりとします。

- ① すべての人がいきいき輝くまちづくり
- ② 市民自治が育む自立のまちづくり
- ③ 健康で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
- ⑤ 環境を守り育てるまちづくり
- ⑥ 安全で魅力的なまちづくり
- ⑦ 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第3章 人口と都市空間

1 人口

本市の人口は、昭和30年代から大阪都市圏への人口流入に伴い急激に増加し、昭和62年(1987年)には35万人近くに達しました。その後、地価高騰などにより人口は減少に転じましたが、平成7年(1995年)以降再び増加し、平成15年(2003年)には35万人に達しています。その要因としては、マンション建設が進み、転出者を上回る転入者を受け入れたこと、なかでも30歳代の転入が進み、一定の出生数が維持されたことなどが考えられます。

将来人口については、国や大阪府でも少子・高齢化がいつそう進む中で人口減少が見込まれていることから、本市もその例外ではないと思われます。しかし、現在本市では人口増加が続いていることから、今後の人口に影響を与える住宅建設についてその動向を見極める必要があります。

わが国で最初の大規模ニュータウンとして開発された千里ニュータウン地域は、まち開きから40年を経過した今日、少子・高齢化と人口減少、住宅の老朽化が進んでいます。今後この地域での住宅の建替えや市内の企業所有地の転用による住宅建設が進むと見込まれます。

人口増加の要因となる住宅建設の動向については、緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、なおいっそうの福祉施策や子育て支援施策を充実することによって、多世代の市民の活力を生かし、多様なニーズに応える住みたいまち、住み続けたいまちづくりを進めていく必要があります。

将来人口は、社会経済状況や国・府の広域的計画による影響を受けるものの、本市の特性を生かしながら、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として、目標年次である平成32年(2020年)の将来人口を35万人と設定します。

2 都市空間

(1) 地域特性を生かした多様な都市空間の形成

本市はさまざまな市街地形成の経緯や地形的条件を持つ個性豊かな地域で構成されていますが、その大部分は住宅地で占められ、都市空間の基礎となっています。

それぞれの地域における市街地の成り立ちや特性を踏まえながら、都市の基本的な機能である居住機能を支える良好な市街地環境を形成しつつ、市民のさまざまなニーズに対応できる多様で魅力ある都市空間の形成をめざします。

とりわけ、千里ニュータウン地域については、住宅をはじめ公共施設等の機能更新が必要となっています。千里ニュータウンが、かつて日本のニュータウン誕生の先駆けであったのと同様に、都市再生の面においても、モデルとなることが求められており、成熟した都市にふさわしい安心で快適な暮らしを支える都市機能を整備・充実し、豊かな緑を守り多世代が交流できる都市空間の形成をめざします。

(2) 地域ごとの特徴のある拠点市街地の形成

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、それぞれの駅の性格や地域の特性に応じて、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える機能が集積しています。また、高度な学術・研究機関や広域的な文化・レクリエーション機能が集積する市街地もあります。

このような市街地を拠点市街地に位置づけ、なかでも江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺及び万博公園周辺を都市拠点として、またその他の鉄道駅周辺を地域拠点として、その機能の充実をめざします。

都市拠点のうち、江坂駅周辺は、既存の商業・業務機能の集積を生かしながら、新規性を持つ事業所を支援するなど、その機能の高度化を進めるとともに、文化機能の拡充により新しい都市文化が創出される都市拠点の形成をめざします。またJR吹田駅周辺は、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携しながら、魅力とにぎわいのある景観の形成と商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある都市拠点の形成をめざします。

さらに、今後整備が検討される吹田操車場跡地については、社会的動向を見

据え、本市と地域の新しい未来をひらく魅力的な都市環境を備えた新たな都市拠点となるよう、市民参加の下で総合的な取組を進めます。

(3) 都市機能を高める地域間及び都市間の連携

都市の活動は拠点市街地を中心に展開されますが、これらの拠点間を結んで人・物・文化・情報が流れることで互いに交流し、活動はより活発化していきます。

しかし、主な交通機関が大阪の中心部へ直結する形で整備されていることから、これらの拠点間の結びつきは弱く、その機能が市民に十分享受されていない状況にあります。そのため、拠点市街地を結ぶ環境に配慮した交通のネットワークの形成を図り、都市機能を連携させ市の活力を高めます。

また、市民生活の利便性の向上を図るため、大阪都心部だけではなく北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など周辺都市との結びつきを強め、それぞれが持つ都市機能がより高度に発揮されるよう、広域的な都市間の連携をめざします。

(4) 人と自然の共生空間の形成

本市は地形的には安威川や神崎川沿いの平野とその北側の千里丘陵によって構成されます。市域の大部分は市街化されていますが、丘陵部では計画的に整備された大規模な公園や緑地が豊かな緑として育っているほか、竹林やため池、歴史を感じさせる社寺林が残っています。平野部では河川に貴重な自然環境が残るほか、旧集落の庄屋屋敷、社寺などでの緑が残っています。

このような市街地内にある自然環境は、人と自然の共生空間として歴史的にも、また未来にとっても重要な意味を持っています。

公園や緑地をはじめ、竹林や斜面の緑、ため池、公共施設などの大規模な敷地内や社寺の樹木などを緑の拠点とし、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、住宅地の連続した植え込みなどを緑の骨格とした緑のネットワークの形成をめざします。

緑の骨格は、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけ、生き物の生息空間として、また災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し、まちの快適性やうるおいのある景観に寄与する、人と自然の共

生空間の形成をめざします。

第4章 施策の大綱

1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

憲法は、すべての人が基本的人権を有し、個人として尊重されること、人種や信条、性別、社会的身分などによって差別されないことを定めています。「健康で文化的な生活を営む権利」「教育を受ける権利」などを保障し、「法の下での平等」を実現させるため、施策の充実に努めます。また、人権感覚を育み、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、希望と誇りを持って、個性豊かに生活できる社会の実現をめざします。

一方、国際連合憲章に基づいた国際的な取組にもかかわらず、世界各地で紛争が絶えず、多くの人が傷つき命が失われています。戦争は最大の人権侵害であり、平和なくしては人権を尊重する社会の実現はありません。市民の総意の下に「非核平和都市宣言」を行った、その精神に立ち戻って、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

(1) 非核、平和のまちづくり

世界平和を作り上げるために、平和の尊さを次世代の人たちに語り継ぎ、戦争の悲惨さを風化させない持続的な取組が重要です。「非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、世界的な視野に立って、市民と行政が連携し、身近な地域から幅広い取組を進めます。

(2) 人権を尊重するまちづくり

21世紀は「人権の世紀」と言われながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。すべての人びとの基本的人権が保障され、多様な価値観を認め合うことができるように、吹田市人権尊重の社会をめざす条例に基づき、人びとがお互いの人権を尊重する視点での教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた総合的な施策を推

進します。

(3) 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。しかし、女性に対する人権侵害、雇用における男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行などが、今なお、さまざまな分野に根強く残っています。男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力や個性を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、吹田市男女共同参画推進条例に基づき、総合的な施策を推進します。

2 市民自治が育む自立のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体では市民自らが地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組んでいく可能性が高まっています。このことは同時に、本市が抱えているさまざまな課題を解決し、「吹田のまち」を次世代に誇ることができるものとして発展させ、伝えていくことを意味しています。

そのためには、市民の意思を市政に反映させる仕組みを整え、さまざまな世代や立場の市民が、地域のまちづくりに積極的に参画できるシステムを構築し、市民自治を確立していかなければなりません。

地域では、ひとり暮らし世帯の増加や近隣関係の希薄化が進み、コミュニティの形成に少なからず影響があるものの、福祉や人権、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野では、自ら考え行動する市民によるボランティアやNPO活動などの新たな取組が幅広く進められています。

そうした市民の自主的で、多様な活動を支援し、豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市政への市民参画をさらに進め、市民、事業者、行政がお互いの役割と責任を分かち合って、協働によるまちづくりをめざします。

(1) 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

市民の自主的な活動がさまざまな分野で行われていますが、相互に情報を交換し、その知恵とエネルギーを集積することによって、コミュニティの振興に寄与するよう、必要な条件の整備に努めます。

また、地域に配置された諸施設については、コミュニティ活動と連携した運営が行われるよう、市民参画を進めるとともに、これらの施設が効果的に利用されるよう施設間のネットワーク化と多目的化を図ります。

さらに、自らの地域を住みよくするため、世代を超えて参加・交流し、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう、市民の取組を支援するなど、コミュニティの振興に視点を置いた日常生活圏でのきめ細かな施策の推進に努めます。

(2) 情報の共有化を進めるまちづくり

市民、事業者、行政が協働によるまちづくりを進めるためには、必要な情報を共有していなければなりません。人と人、組織と組織のネットワーク化を図り、積極的な情報交換の促進に努めます。

また、市民の市政への積極的な参画を進めるため、必要な情報を必要なときに効果的に提供していくことが必要であり、個人情報の保護を適正に行いながら、情報化社会の進展に対応した多様な媒体による情報公開を進めます。

(3) 市民参画によるまちづくり

地方分権が進む 21 世紀のまちづくりは、あらゆる分野で市民との協働によるまちづくりを必要としており、その基本となるのが市民参画です。

多様な地域課題に的確に対応し、市民による施策の選択と合意形成が円滑に行えるよう、施策の企画立案、実施から評価に至るまでの各段階において市民参画を進めます。

また、誰もがまちづくりに参画できる環境を整備するとともに、効果的な参画・協働のシステムを築き、多様な市民の意見やエネルギーを生かした市民主体のまちづくりを進めます。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の進行、家族構成の変化、近隣関係の希薄化や経済の低成長といった社会状況の変化が、市民の暮らしに大きな影響を与えています。基本的人権を保障し、すべての市民が健康で安心して暮らすことのできる条件を整えることが求められています。

本市が先駆的に行ってきた独自の福祉施策は、市民の暮らしを支えてきました。これからも、誰もが住みなれた地域で、健康で安心して暮らすことができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる福祉、保健、医療施策を総合的に推進します。また、市民自治の理念の下に、行政の施策を生かし、地域において健康で安心できる暮らしを支えることができるよう、市民、事業者、行政の協働による福祉のまちづくりをめざします。

(1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもたちの笑顔は、市民の喜びであり、願いです。しかし、子どもと家庭を取り巻く状況は厳しく、特に少子化の進行は子どもどうしの交流を希薄にし、子どもの社会性や自主性が育ちにくいものとなっています。

また、子育てに対する親の負担や不安が増大しており、社会全体で子どもが育つ環境を整え、見守っていく必要があります。なかでも、仕事と子育ての両立支援や男女が共に参画する子育ての促進などは、男女が自らの生き方を選択することや、ゆったりと見通しを持って子どもを育てることを可能にし、親とのより深い関わりの中で子どもが育つことにもつながります。

「子どもの権利条約」に基づき、すべての子どもたちが最善の環境の中で、仲間と一緒に遊び、生活する権利を持っていることに留意し、子ども自身の声に耳を傾け、総合的な子ども施策を推進します。また、家庭、地域、学校、行政が連携して子育て支援のネットワークづくりを進め、安心して子どもを産み、育てることができるよう取組を進めます。

(2) 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり

高齢者や障害者が、社会の一員として心豊かな生活を送ることができるよう、ノ

ーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉、保健、医療、住宅をはじめ就労支援、自由な移動の確保、まちのバリアフリー化などの施策を総合的に推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉の担い手づくりを進め、そのネットワーク化を図るなど、地域福祉の推進に努めます。さらに、高齢者が豊かな経験と能力を活用できるよう生きがいづくりを支援するとともに、障害を持つ人びとの一人ひとりの状況や必要性に応じたきめ細かな施策の充実に努めます。

(3) 生活を支える社会保障の充実

雇用環境の悪化に伴い失業率が増加するなど、市民生活を取り巻く経済環境は悪化しており、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的な役割はますます重要となっています。こうした中、経済的な困窮者に対し、生活の保障と自立への支援に努めます。

さらに、市民の生活保障機能を持つ国民年金や国民健康保険等の社会保障制度については、その充実を国にさらに要請するとともに、市としても支援に努め市民生活の安定をめざします。

(4) 健康な暮らしを支えるまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることはすべての市民の願いです。「健康づくり都市宣言」に基づき、市民の自主的で積極的な健康づくりを支援するとともに、地域の関係機関や関係団体との連携を深め、疾病・障害の早期発見はもとより健康増進や疾病予防のための取組を進めます。

また、広域的な連携も含め救急医療体制の整備に努めるとともに、市内の先端医療施設や医療機関との連携を深め地域医療体制の整備に努めます。

4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

ひとは生涯にわたって発達する可能性を持っています。人生のさまざまな時期に、その年齢、状況、立場に応じて、教育を受け、あるいは自ら学習する機会を持つことは、人びとの共通の願いです。

さらに、ゆとりや生きがい、健康の増進を求める市民意識の高まりや科学技術の高度化、国際化の進展などに伴い、より質の高い文化や芸術、スポーツに親しみ、より深い知識や技術を習得することへの意欲はますます高まっています。

子どもたちが心やさしく豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長していくことができるように、また、市民が生涯にわたって学び、さまざまな人と交流する中で、充実した毎日を過ごせるように、本市に集積する大学や学術研究機関との連携の下で、生涯学習社会の形成と豊かな市民文化が創造されるまちづくりをめざします。

(1) 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

「子どもの権利条約」に基づき、これからの時代を担う子どもたちが、自分を大切にするとともに他人を思いやり、主体性を持って、豊かに育つことができるよう乳幼児期からの育ちを支えるシステムや施策の充実に努めます。

また、自ら学び、考え、解決する力や意欲、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養い、主体的かつ創造的に生きていく力を身につけることができるよう、学校教育の充実に努めます。学校の施設や機能を地域に開き、地域の多彩な人材が学校教育や学校運営に参加すると同時に、地域のさまざまな場で多様な世代と交流しながら子どもたちが育っていけるように、地域の学校づくりを進めます。

さらに、子どもたちが未来に希望を持ち、社会の一員として主体的に社会参加ができるよう、青少年を育成する総合的な施策を推進するとともに、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携して自主的に取り組むことができるよう支援します。

(2) 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

市民一人ひとりが自らの能力や個性を磨き発揮するとともに、時代の変化に対応して知識や技術を高めることができるような学習機会の充実が求められています。また、市民自治のまちづくりを進める上でも、身近な地域社会に対する関心に応えることができる学習機会の提供が必要です。誰もが生涯にわたり自主的に学び、その成果を生かすことができるよう、学習活動の場や機会の充実に努めるとともに、生涯学習の推進に向けた体制の整備に努めます。

(3) スポーツに親しめるまちづくり

市民一人ひとりの生きがいや健康増進に対する意識が高まる中で、スポーツの振興が求められています。身近な地域で、年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、またスポーツを通じて多くの人びとと交流することで豊かなコミュニティの形成が図られるように、環境の整備や情報の提供など、幅広い取組を進めます。

(4) 多彩な文化が交流するまちづくり

人びとの関心やライフスタイルが個性化、多様化している時代にあっては、日々の暮らしの中でゆとりややすらぎ、楽しみを感じることができるような豊かな文化を育むことが求められます。

世代から世代へと受け継がれてきた地域の伝統行事や歴史・文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、新たな感覚で市民が接し、学ぶことのできる機会の充実に努めます。また、市民が身近に芸術・文化に親しむとともに、自らが参加し、創造する機会の充実に努めます。多彩な文化がこのまちで出会い、花開くことができるように、市民と行政の協働の下で、市民文化活動の振興に向けた取組を進めます。

(5) 国際感覚豊かなまちづくり

交通・情報通信ネットワークの発達や経済活動などの国際化の進展により、世界のできごとが市民生活にとって身近で、重要なかわりのあるものとなっています。市民と外国の人びとがそれぞれの生活や習慣など多様な文化を理解し合い、地

球的視野の中で共に生きていくことが大切です。

市民の豊かな国際感覚を養い、国際社会への適応力がより高められるよう、学校や地域において、さまざまな学習機会や情報の提供に努めるとともに、教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を推進します。

さらに、外国籍市民の市政への参画と地域での交流を促進し、居住者や留学生にとって暮らしやすい環境の整備に努めながら、すべての市民の人権を尊重する多文化共生のまちづくりを進めます。

5 環境を守り育てるまちづくり

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化する中で、身近な暮らしから地球規模まで、環境に関する市民の意識は広がりが高まりをみせています。

一方、本市においては、都市の成熟化が進む中で、既存住宅地の再生、通過交通の増大などの課題を抱えています。公園や寺社のもり、生産緑地、水辺などを結ぶ緑のネットワーク、環境負荷の少ない交通手段の普及など、これまで以上に環境に配慮した取組が求められています。

恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、自然と共生する暮らし方の下で資源やエネルギーを大切にするなど、循環を基調とするまちづくりに向けた取組をいっそう進めていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが自らの生活のあり方を見直すとともに、企業活動のあり方も転換していく必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を明確にしながら、持続可能な社会を築くことができるよう、先進的な取組を進め、環境を守り育てるまちづくりをめざします。

(1) 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

工場・事業場での事業活動に伴う公害については改善が進みましたが、自動車交通に起因する大気汚染、騒音等は依然として改善が進んでいない状況にあります。一方、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による環境への影響も懸念されています。

自動車公害の防止に向けた施策の充実や、有害化学物質などによる環境汚染の未然防止に取り組むなど、身近な生活環境をめぐる問題に適切に対応しながら、市民の健康が守られるよう取組を進めます。

また、自らが環境に負荷を与える存在であることを認識し、市民、事業者、行政などすべての主体が自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めます。

(2) 自然と共生するまちづくり

自然は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など、さまざまな機能を

有するとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与えてくれます。

市街化が進んだ本市においては、身近な自然が失われつつありますが、人間も多様な生物とともに生態系を構成する一員であることを自覚し、緑や水辺など市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に努める必要があります。生産緑地など貴重な緑の空間を保全・活用するとともに、緑の育成・創出に向けた市民の自主的な活動を促進するなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

(3) 循環を基調とするまちづくり

21 世紀に人類が取り組むべき課題とされる地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題の解決を図るためには、すべての人が積極的に取り組む必要があります。

市民、事業者、行政などあらゆる主体が協働し、地球環境の保全に貢献できるよう、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組み、環境への負荷の低減に向けた循環を基調とするまちづくりを進めます。

6 安全で魅力的なまちづくり

本市は住宅都市として発展してきましたが、商業・業務機能の集積も進み、複合機能を持つ都市へと変化してきています。快適な市民生活を支えるためには、新たな活力を生み出す都市機能、快適な住宅、にぎわいのあるまちなみ、質の高い景観など、まちの整備を適切に進めていく必要があります。まちづくりへの市民参画を進め、快適性や利便性ととも環境にも配慮した魅力的なまちづくりをめざします。

未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災は、「地域の安全は地域で守る」という意識を抱くことの重要性を人びとに認識させました。近年相次ぐ身近な場所での犯罪への対応も含め、防災や防犯に関する市民、事業者、行政による取組の強化を図りながら、安全なまちづくりをめざします。

(1) 安全なまちづくり

災害に強い安全なまちづくりを進めていくため、都市基盤の整備における防災機能の強化・充実と密集市街地の環境改善などを図ることにより、防災力の向上に努めます。また、日常からの防災意識の高揚を図るとともに、総合的な災害体制の機能充実と近隣都市との協力体制の整備に努めます。

さらに、地域のコミュニティ組織やボランティア、NPOなどの地道な活動が、いざというときの防災や防犯面において、互いに助け合い、支え合う関係として機能するように、関係機関と連携しながらネットワーク化を図り、安心・安全な生活環境づくりを進めます。

消防・救急については、大規模化し複雑多様化する災害や事故にも対応できる消防力等の整備、充実を努め、市民が安心・安全に暮らせるよう取組を進めます。

(2) 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

快適な暮らしや活力ある産業を支える基盤づくりとして、道路、公園、上下水道などの都市施設の整備と充実を図りつつ、地域ごとの特性を踏まえながら、市民、事業者、行政の協働の下で、良好なまちづくりの実現に向けた取組を進めます。

また、都市基盤の整備や維持管理においては、施設機能の向上に加えて、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持つとともに、周囲の自然や景観が損なわれないように、環境への配慮を積極的に図りながら取組を進めます。

特に交通については、自動車に過度に依存しない交通環境の実現に向けて、歩行者や自転車が優先され、公共交通機関の利用が促進されるまちづくりを進めます。

(3) 良好な住宅・住環境づくり

公的住宅については、家族構成の変化や高齢化、そして生活様式の多様化などに伴う新たな市民ニーズに対応した取組が求められており、既存住宅の有効活用を含む総合的な対策により、良好な住宅の確保に努めます。

また、千里ニュータウンをはじめとする既存住宅の建替えや新たな開発による住宅建設においては、計画の規制や誘導などにより、残された貴重な緑の保全や新たな緑の創出に努め、より良好な住環境づくりを進めます。

(4) 景観に配慮したまちづくり

地域の特性を生かしながら、うるおいや親しみのあるまちの景観をつくり育てていくことは、自分たちのまちに対する誇りと愛着を高め、住み続けたいまちづくりにつながります。良好な景観は市民共通の資産であり、その恵みを将来にわたって享受できるよう形成していくことが求められています。

地域の生活や活動の主人公である市民や事業者が、周辺と調和のとれた美しい景観づくりに積極的に取り組めるよう支援に努めます。また、市民、事業者、行政の協働により、歴史的、文化的資源やまちなみを保全するとともに、丘陵部の大規模な緑、河川やため池の親水空間を生かした緑豊かな景観形成に努めます。

7 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

本市では、交通の利便性が高いなど立地条件の良さから、卸売業やサービス業を中心とした商業・業務機能の集積が進んでいましたが、長引く不況、周辺都市での大型店の進出など地域経済をめぐる状況は厳しく、事業所の開業や廃業の比率も高くなっています。

産業は、市民の就労や所得、さらには市税収入を生み出す経済基盤であるとともに、少子・高齢化が進む今日、消費の利便性ともかかわり、まちづくりにも大きな影響を与えます。

都市の機能と市民の価値観、ライフスタイルが大きく変化する中で、これらの変化に対応した新しい産業や、地域の必要に応じたコミュニティビジネスの振興を図ることにより、地域の活性化と安定した市民生活の実現をめざします。

(1) 地域の特性を生かした産業の振興

社会経済状況の変化に対応するため、経営の高度化や産業の活性化に向けた事業者の取組を促進するとともに、大学などとの連携により先端技術を生かした産業の振興や起業支援に努めます。また情報サービスなど産業支援型企業の育成を図ります。

広域的な集客が見込まれる商業地では、地域間や事業者間の交流・連携を図り、魅力ある商業地づくりを進めます。さらに大学と連携し学び集える場を設定するなど、まちのにぎわいの確保に努めます。

人口の高齢化に対応して、商店街が、地域住民の消費ニーズに応じた経営が確保できるよう、また、商店街が交流の場としても機能するよう、商業者の取組を支援するとともに、コミュニティビジネスの振興を図るなど、地域密着型商業の振興を図ります。

工業については、居住機能と生産機能の共生という観点から、環境面で周辺地域との調和を図るとともに、付加価値の高い都市型工業の振興を図ります。

農業については、農産物を生産する役割だけではなく、農地を農業体験の場や都市部に残された貴重な緑の空間として位置づけ、自然環境の保全や災害の防止など多面的な機能を考慮した振興を図ります。

(2) 就労を支援する環境づくり

社会経済状況の変化に伴い、就労形態も大きく変化する中、安定した生活を送るためには、働く意欲のあるすべての人が能力や個性に応じて働くことができる、地域に密着した新たな就業の場の創出を含めた就労環境の整備が望まれます。

このため、関係機関との連携を強化し、就労につながる学習機会や情報の提供、相談機能の充実などによる就労支援に努めるとともに、勤労者の福祉向上をめざした取組を進めます。

(3) 消費生活を支える環境づくり

価値観やライフスタイルの多様化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費行動も多様化、個性化してきています。

消費行動の変化に応じた安心で安全な商品の供給に向けて、消費者と事業者の連携を促進します。

また、消費者の視点に立った情報提供や相談機能の充実など、消費者被害の未然防止と救済に向けた取組を進めます。

さらに、食の安全をめぐる問題、情報化の進展に伴って生じる新たな課題、環境問題など広範な社会問題に対応したきめ細かい啓発を行うなど、消費者自身が自ら考え行動し、自らの安全と権利を守ることができるよう幅広い取組を進めます。

第5章 基本構想推進のために

1 協働によるまちづくり

これからの本格的な地方分権社会においては、地域のことは自らが決定し、その責任も自らが負うという視点に立って、まちづくりを進めることが求められます。そのため、まちづくりのあらゆる場面において、市民や事業者の参画を促進するとともに、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う、協働によるまちづくりを進めます。

2 地域の特性を生かしたまちづくり

市民の日常的な活動の多くは、身近な生活圏を中心に展開されており、市民のニーズにきめ細かく対応するとともに、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するためにも、地域ごとにさまざまな分野の施策を相互に連携させて総合的に進めることが必要となります。そのため、市民の参画の下で地域別計画を策定し、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めます。

3 計画的な行財政運営の推進

社会経済状況の変化の下で、多様な市民ニーズに応え、地域の特性を生かしたまちづくりを市民とともに進めていくためには、計画的な行財政運営の推進が必要です。

そのため、柔軟で機能的な行政組織の確立と職員の資質の向上を図ります。また、地方分権にふさわしい地方財政の確立を国に求めるとともに、自主財源の確保に努めます。さらに、行政評価に基づく効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを図り、健全な財政運営に努めます。また、基本計画の進行管理については、市民と行政が協働して点検する仕組みを検討します。

一方、広域的に取り組むことによって、行政の効率化と行政サービスの向上が図られるものについては、近隣市や国、府などの関係機関との連携を進めます。